工事の留意点（土木）

平成１６年７月

総務部 契約検査室

目　次

Ⅰ はじめに ……………………………………………… 1
１ 契約から検査・引渡しまでの流れ ……………………… 1
２ 工事検査の原則 ……………………………………… 1
Ⅱ 提出書類の注意点 …………………………………… 2
１ 着手届 ………………………………………………… 2
２ 現場代理人等届 ……………………………………… 2
３ 工程表 ………………………………………………… 3
４ 施工体制台帳・施工体系図 …………………………… 4
５ 下請負人使用報告書 ………………………………… 4
丸投げの全面的禁止について（一括下請負の禁止）
６ 施工計画書 …………………………………………… 5
７ 特定建設作業実施届出書 …………………………… 7
８ 使用資材メーカー承認願・各種承認図 ………………… 7
９ 火災保険等 …………………………………………… 8
10 建設副産物 …………………………………………… 8
11 工事カルテ作成、登録 ……………………………… 9
12 交通安全管理 ………………………………………… 9
13 出来形管理 …………………………………………… 9
14 品質管理 ……………………………………………… 10
15 工事記録 ……………………………………………… 10
16 水替記録 ……………………………………………… 10

17 安全訓練・大会記録 …… 10
18 施工検査（確認） …… 11
19 履行報告 …… 11
20 保守に関する資料 …… 11
21 完成届 …… 11
22 引渡し …… 11
23 その他 …… 11
Ⅲ 施工における注意点 …… 12
1 共通事項 …… 12
2 工事 …… 13
Ⅳ 工事写真の注意点 …… 16
1 整理の仕方 …… 16
2 着手・完成 …… 16
3 保安施設等 …… 16
4 計測・施工状況 …… 16
5 品質管理・検収 …… 18
6 廃棄物処理状況 …… 18
7 工事写真の省略 …… 18
Ⅴ 平成１５年度検査について …… 18
1 書類における具体例 …… 18
2 現場における具体例 …… 19
Ⅵ 検査時の対応 …… 20
1 検査の準備 …… 20
2 検査当日の対応 …… 20
Ⅶ その他 …… 21

別 紙　施工検査一覧表 …… 22～23

Ⅰ はじめに

工事は、各種仕様書に基づいて施工され、工程管理をはじめ、品質管理、現場管理等、一連の管理により工事を進めていく事が非常に重要なことであり、発注者側・請負者側共に、施工、監督や検査の技術力向上に心がけると共に努力して行くことが必要だと思います。

平成１５年度の検査を振り返り、気がついた点を「工事の留意点」として掲載しましたので、今後の施工管理等に役立てていただきたいと思います。

１　契約から検査・引渡しまでの流れ

公共工事のほとんどは請負契約に基づき、請負者がその責任において、設計図書に示された目的物を建設するものであり、公共工事の発注者は、工事を行うために、目的物や施工方法等を示す図面の作成や、用いる材料等の仕様を定める設計を行います。

この設計に基づき、発注者は請負工事の算定を行い、予定価格を作成します。予定価格は、請負契約における契約金額の上限となるものです。

請負者の決定は、一般には入札により決定されます。入札に当り、入札参加者に示される工事施工について図面や仕様等の設計図書に基づき、入札参加者が示した希望契約金額のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を示した者と契約を結ぶことになります。

以上のように、請負工事として実施される公共工事は、発注者が示した図面や仕様等の設計図書と、契約の履行についての発注者と請負者の権利義務等を定めて契約書に基づき実施されます。

契約から工事の施工、完成、工事目的物の引渡しに至るまでには、発注者と請負者は、契約で定められたそれぞれの責任を果たさなければなりません。設計図書に適合する工事の品質確保は、一義的には請負者の責任であるが、公共工事の特質から、発注者としても工事の品質確保を図る必要があります。一般的に発注者が行う工事の品質確保は、工事の適正な履行を確保するための「監督」と給付の完了を確認する「検査」により行われます。

請負者は契約書に明記されているとおり、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、請負者がその責任において定める。」という自主施工の基本が原則になり工事の施工を進めなければなりません。したがって、工事施工の流れは請負者の考え方により左右される点が多いが、おおむね、事前の準備、現地の測量、施工計画の立案、資機材・作業員の手配、工事の施工、施工管理、工事の完了、検査と進み、検査に合格後、発注者に引渡しを行うのが一般的な流れとなります。

２　工事検査の原則

公共工事の実施にあたっては、請負契約に基づき施工は請負者が行い、工事目的物の完成のための一切の責任は原則として請負者が負うという自主施工の原則が基本となっています。

また、発注者は請負契約の適正な履行を確保するために監督職員を置いて、工事材料の調合や、工事の施工等の立会いを行うことが通例であります。

また、指定した工事材料の品質や、工事完了後に不可視となる部分が設計図書と適合しているかどうか履行の途中において必要な指示や確認をすることになっています。

建設工事は現地において実施されるため、地形・地質の違い、地元や第三者からの要望により、当初契約時に示した設計図書どおりには工事することができず、変更が生じることがあり、その変更事項の確認や請負者に対する指示が監督職員の重要な仕事になっています。

以上のように、監督職員の業務には、不可視部分の適否の確認を行ったり、工事の施工状況全般の実施状況を見て把握しておくことにより検査の補完を行うことが含まれています。

検査の目的には給付の完了の確認のほかに、工事成績の評定や技術水準の向上があり、検査の対象として共通仕様書で規定された工事中の安全確保、爆発及び火災の防止、跡片付け、環境対策、交通安全等の事項等も含まれています。つまり、工事の施工状況は、工事の目的物の品質に大きく影響するので、請負者の行った施工の過程も検査の対象となります。

また、検査は請負者に対する契約の履行の確認であり、発注者の発注のやり方や監督職員の実施した業務の内容が検査の対象になることはありません。

工事の場合は、完成後に外見上明視することが出来なくなる部分が非常に多いため検査のみによって契約内容の適否を確認することは、きわめて困難であり、かつ不経済となります。

よって、最終的な検査よりも履行過程における監督が契約の適正な履行の確保にはより重要な行為であるといえます。

Ⅱ 提出書類の注意点

１　着手届

・工事に着手したときは直ちに提出されていますか。

・契約期間など記載事項に間違いがありませんか。

２　現場代理人等届

公共工事の施工に際しては、建設業法及び三沢市工事請負契約約款の規定により、次に掲げる「現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者」の設置が義務付けられています。

請負った工事の内容によって必要な技術者の資格や専任制の要件が異なりますので、適正な配置をしているか確認してください。

・契約締結後速やかに提出されていますか。

・必要事項の記入漏れはありませんか。

・経歴書は添付されていますか。

・技術者の資格を証する免状等の写しが添付されていますか。

（１）現場代理人（建設業法第１９条の２第１項／約款第１０条）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更・請求・受領権限、契約解除権限等を除く。）を処理するものとします。ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味しますので、現場代理人は他の工事と兼務はできません。

（２）主任技術者（建設業法第２６条第１項／約款第１０条）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法の規定に該当する者で工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。

また、請け負った建設工事の請負代金の額が、２,５００万円（建築一式工事の場合は５,０００万円）以上の場合は、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければなりません。専任の主任技術者は、他の工事と兼務はできません。

（３）監理技術者（建設業法第２６条第２項・第３項・第４項／約款第１０条）

市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の総額が、３，０００万円（建築一式工事は４，５００万円）以上になる場合は、建設業法の規定に基づき工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を置かなければなりません。

工事の途中で下請契約の合計金額が３，０００万円（建築一式工事の場合は４，５００万円）以上となった場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更してください。

（４）専門技術者（建設業法第２６条の２第１項／約款第１０条）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の専門工事を施工するときは、その専門工事に関する主任技術者の資格を有する者で当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければなりません。（例：建築一式工事に含まれる電気工事、管工事などです。）

ただし、専門工事の額が５００万円未満（建築一式工事は１，５００万円未満）の軽微な建設工事の場合は、専門技術者を配置する必要はありません。

（５）（技術者の専任制）

専任とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は常時継続的に当該建設工事の現場におかれていなければなりません。

（６）（現場専任の特例）

現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、１件の契約の中で兼務することができます。

専任が必要な工事のうち、密接な関連のある２つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、監理技術者についてはこれらの規定は適用されません。

発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを１つの工事とみなして当該技術者が当該工事全体を管理することができます。

（つまり、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限って、監理技術者については兼務ができます。）

※　現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者は、元請人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。したがって、これらの者が下請業者の所属であったり、その工事のために一時的に雇用された者であってはなりません。なお、適正な技術者が配置されないときは、約款の規定により契約を解除し、違約金を求めることがありますので、十分注意してください。

３　工程表

・契約締結後１４日以内に提出されていますか。

・工程に無理がないか、完成日が工期内の設定になっていますか。

・工事発注から１ヶ月経過しても現場着手しない業者もいるので注意、指導してください。
・工期の変更及び追加工事のあった場合は、変更工程表が提出されていますか。

４　施工体制台帳・施工体系図

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、同法に基づき、平成１３年４月１日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されたほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」により、平成１３年１０月１日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ施工体制台帳の拡充が図られることとなりました。

・下請契約代金（当該下請契約が２社以上あるときは、それらの請負代金の総額）が３,０００万円以上（建築一式工事の場合は４,５００万円）になるときは、建設業法第２４条の７の規定により施工体制台帳が作成され、工事現場に備えられているか、提出されているか確認してください。
・現場に備え付けられているものと同一のものが提出されていますか。
・現場着手前に提出されていますか。
・全ての下請負契約書（写）が添付され、一次下請負金額が記入されていますか。
・変更の都度、提出されていますか。

（下請負人に対する指導等）
・施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対しても、再下請けがある場合、速やかに再下請通知書を提出するよう指導してください。

（施工体制台帳の作成）
・作成時期は、記載・添付すべき事実が生じ、明らかとなった時に遅滞なく作成するよう指導してください。

（施工体系図）
・各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場に掲げ、同一のものを提出するよう指導してください。
・施工体系図に記載のない業者が作業することのないよう指導してください。

５　下請負人使用報告書

・下請契約代金（当該下請契約が２社以上あるときは、それらの請負代金の総額）が１００万円以上になるときは、土工、舗装、設備工事等、わずかな工種・工事であっても報告書が提出されていますか。特に工事内容に追加があった場合は、追加分が提出されていますか。
・下請負者には書面で示された施工範囲以外の施工をさせないよう指導してください。

丸投げの全面的禁止について（一括下請負の禁止）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第２２条で如何なる方法をもってするを問わず、一括して請負わせること、また請負うことを禁止しています。元請負人がその下請工事の施工に「実質的に関与」していると認められるときを除き一括下請負に該当します。

「実質的に関与」しているとは、元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、

下請業者の施工調整・指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることです。

単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

公共工事の請負で配置を要する技術者等及び契約締結後に提出する書類一覧表

契約の状況／技術者等の区分		請負代金額が2,500万円未満（建築一式工事の場合は5,000万円未満）		請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）		
		下請なし	下請あり	下請なし	下請あり	
					下請負の合計が3,000万円未満（建築一式工事は4,500万円未満）	下請負の合計が3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）
配置技術者等	現場代理人	○(常駐)	○(常駐)	○(常駐)	○(常駐)	○(常駐)
	主任技術者	○	○	○(専任)	○(専任)	―
	監理技術者	―	―	―	―	○(専任)
	工程表	○	○	○	○	○
	現場代理人等通知書	○経歴書添付	○経歴書添付	○経歴書添付	○経歴書添付	○経歴書添付
	下請負人使用報告書	―	○下請契約書添付	―	○下請契約書添付	○下請契約書添付
	施工体制台帳	―	―	―	―	○
	施工体系図	―	―	―	―	○

※　この表に記載した内容は、一般的な工事請負契約に際してのものです。状況によってこれ以外の技術者等の配置や提出書類が必要となることがあります。

６　施工計画書

施工計画書は、特に特殊な工種について、十分に検討を加えた施工計画書になっているか注意してください。また、工事目的物を完成するために、設計内容・契約条件・現場条件を的確に把握したうえで、必要な手順、施工方法等について次のとおり記載する必要があります。

①工事概要 ②計画工程表 ③現場組織表 ④安全管理 ⑤指定機械 ⑥主要資材 ⑦施工方法 ⑧施工管理計画 ⑨緊急時の体制及び対応 ⑩交通管理 ⑪環境対策 ⑫現場作業環境の整備 ⑬再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ⑭火薬類及び非火薬品の使用方法 ⑮その他（監督職員の指示事項等）

・維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾で、記載項目を省略することができます。

・下請業者等がある場合には、施工計画書の内容を各業者に周知させるよう指導してください。

・現場着手前に提出されていますか。
・下請業者を使用する場合は施工体系図が記載されていますか。
・施工体系図と下請承認の内容が異なっていませんか。
・作業時間及び休日等が記載されていますか。
・安全訓練の書式を別紙とした場合には、その別紙が添付されていますか。
・施工途中に内容変更、追加工事が生じた場合は、設計変更協議後にその変更内容に即した変更施工計画書、追加施工計画書が提出されていますか。
・文字化け、文字隠れがありませんか。
・当該工事に合致していない余分な記載はありませんか。

① 工事概要

・記載間違い、単位の誤記はありませんか。

② 計画工程表

・工事内容、進捗状況が掌握できるよう工種等ごとに分類し作成されていますか。（契約後提出される実施工程表は原則としてネットワークで作成させてください。）
・工程はともすれば遅延の方向に向かう現象になりやすいので、たえず先行度を持ち、かつ弾力性のある計画で準備するよう指導してください。（突貫工事をすれば工期を守ることができますが、工事の品質と経済性が犠牲となってしまうことから十分に注意してください。）

③ 現場組織表

・現場における組織編制及び命令系統、業務分担、責任の範囲と関係が明らかになるように表わしていますか。特に、一部下請をした場合の体系を明記していますか。

④ 安全管理

・工事従事者並びに公衆の安全を確保するため極めて重要な項目であり、次の項目が明確になっていますか。

１）安全管理組織（安全管理に必要な組織作り並びに責任者は適切ですか。）
２）主要な各工事段階における安全施工計画
３）工事区域における安全員及び標識の配置
４）安全教育及び安全衛生教育（月１回半日程度）

⑤ 指定機械

・設計図書により指定された建設機械と適合していますか。
・使用機械については、施工計画書に明記されていますか。

⑥ 主要資材

・品名、企画及び確認方法（承諾書、カタログ等）が適切ですか。
・２次製品の納入の際、目視による確認を行っていますか。不良品は排除されていますか。

⑦ 施工方法

・仕様書等に示された工法、手順に適合していますか。
・主要工種毎の施工順序、施工方法及び施工上の留意事項について、使用する機械や設備を含め作図等を活用して明確に表現されていますか、また工事に関連する事項（家屋、鉄道、道路と近接する工事の施工方法、騒音、排水、振動等地元との関係の深い工事の場合施工方法）について記載され

ていますか。

・主要な仮設工については、安定計算書が添付されていますか。

・コンクリート構造物の型枠脱型時期、残土を仮置きする場合の記載等、設計内容、現場状況を的確に把握したうえで、必要な手順、施工方法等について記載されていますか。

⑧ 施工管理計画

・記載内容が土木工事共通仕様書「出来形管理基準」、「品質管理基準」等と対比し適切ですか。

・土木工事共通仕様書「写真管理基準」と対比して適切ですか。

⑨ 緊急時の体制及び対応

・工事現場における労働災害や火災、工事施工に係る交通事故、また大雨、強風等の異常気象などによる工事現場での災害が発生した場合に、警察署、消防署、監督署、発注者等への連絡体制及び連絡方法で、夜間、休日等が考慮されていますか。

⑩ 交通管理

・建設機械、資材等の運搬にあたり、警察及び道路管理者との協議、また、許認可を受けていますか。

・過積載などによる違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置計画は適切ですか。

・供用中の道路に対する交通整理員を含む安全施設の配置計画は適切ですか。

⑪ 環境対策

・工事現場周辺への騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切ですか。

・苦情処理計画は適切ですか。

⑫ 現場作業環境の整備

・現場事務所、休憩所、作業環境等の改善を行い、工事現場のイメージアップを図っていますか。

⑬ 再生資源の利用の促進

・建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていますか。

⑭火薬類及び非火薬品の使用方法

・使用方法について、施工計画書に明記されていますか。

⑮その他

・監督職員の指示事項が施工計画書に反映されていますか。

※　最近は、施工計画書をマニュアル化している会社が多く、提出された施工計画書の施工方法が実際の工事と違っている場合や主任技術者・現場代理人が施工計画書そのものを理解していないケース等が見受けられるので注意してください。

7　特定建設作業実施届出書

・特定建設作業に該当する工事については特定建設作業実施届出書が提出されていますか。

8　使用資材メーカー承認願・各種承認図

・工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有していますか。

・工事材料を使用する場合には、その外見及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に確認していますか。

・建設資材は、可能な限り県産資材が使用されていますか。

・設計意図と異なる製品が承認されていませんか。

・現場で使用する前に提出されていますか。
・コンクリートの水セメント比が設計で指定されている場合は、その規格を満足するコンクリートを使用していますか。
・カタログ等においては、使用する材料に印がつけてありますか。
・一覧表と添付資料が整合していますか。（インデックスで見やすく整理されていますか。）
・提出日と承認図の日付が適切ですか。
・設計変更等により追加、または、変更工事のある場合は、追加承認願が提出されていますか。
・試験結果のデータが古すぎないか、注意していますか。
・変更で追加された材料が当初承認願いに入っているという、不自然なことがありませんか。
・土木工事における材料事前審査制度において審査済みの材料については、「土木工事における材料事前審査手続きについて」に基づき、審査済番号等を明示した承諾書を提出するものとし、品質規格証明書等の資料は省略できます。
・アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した混合物を使用する場合は、事前に混合物の認定書の写しを提出することにより、混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び試験練りは省略できます。

9　火災保険等

・火災保険、その他の保険に加入したときは、その証券又はそれに代わるものの写が、現場着手前に提出されていますか。
・請負者が、建設業退職金共済組合に加入したときは、その掛金収納書が工事請負契約締結後１か月以内及び工事完成時に、提出されていますか。

10　建設副産物

請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」および「青森県建設リサイクル推進指針」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければなりません。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

対象となる工事の規模（令第２条）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	８０㎡以上
建築物の新築・増築	５００㎡以上
建築物の修繕・模様替等	１億円以上
土木工事等	５００万円以上

・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は所定の様式に基づき作成され、施工計画書に含め、契約締結後１４日以内に提出されていますか。
・記載内容、数量等は、間違いありませんか。
・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況が作成、提出されていますか。
・収集運搬業者、中間処理業者との委託契約は必ず行い、契約書の写し及び許可書の写しが添付され

ていますか。
・許可品目及び許可期限が適正ですか。
・産業廃棄物が搬出される工事にあっては、マニュフェストにより適正に処理されていますか。
・収集運搬車両番号、車種欄（４ｔ車、１０ｔ車等）が記載されていますか。
・完成検査時にはA票、D票の写しが提出されていますか。（工事写真に搬出、搬入時の写真を添付）
・過積載がないように指導していますか。
・工期内に提出されていますか。

11　工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければなりません。（ただし、工事請負代金５００万円以上２,５００万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）
・「工事カルテ受領書」の写しが提出されていますか。
・契約変更により工事請負代金が２,５００万円未満になった場合は登録抹消のため工事実績として「工事カルテ」を作成し登録していますか。
・当初契約金額が２,５００万円未満の場合で最終契約変更が２,５００万円以上になった場合は変更契約のみ工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録していますか。

12　交通安全管理

・建設機械・資材等の運搬に際しては、違反車両が道路構造物に多大な影響を与えることが危惧されますので、安全輸送に配慮するよう指導してください。
・建設機械、資材等の運搬にあたり、警察及び道路管理者との協議を行っていますか。
・道路等の工事現場において、交通誘導員の配置、保安設備の設置等、安全対策に配慮していますか。
・建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第４７条の２に基づく通行許可を得ていることを確認していますか。

13　出来形管理

・必ず総括表がつけてありますか。（単位も忘れずに記載してください。）
・総括表、測定表において規格値のあるものは、規格値が記入されていますか。
・総括表において、○○工一式という記載ではなく、具体的な工種及び数値が記入されていますか。
・区画線の延長管理、出来形図が提出されていますか。
・ガードレール等の高さ管理を忘れていませんか。
・設計数値、規格値の記載ミスがありませんか。
・設計値と実測値との差と規格値の単位があっていますか。
・添付図面については、測定値を設計値の上段に赤書きされていますか。
・仮BMは出来形成果表提出時に平面図に設置位置、高さを示していますか。
・舗装面積、法面整形等の計算式に間違いはありませんか。（平行四辺形でなければ、ヘロンの公式で求めてください。）

・設計で基準高が示されている工種については、出来形図に実測数値を記載するだけでなく、基準高管理表が作成されていますか。
・工期内に提出されていますか。
・監督職員は必ず設計値等を確認してください。

14　品質管理

・品質証明書等には試験年月日が記入してありますか。
・コンクリート供試体は監督職員立会いのもとで、その現場のものとわかるようにしてありますか。
・現場密度試験、プルーフローリング試験等は監督職員立会いのもとで行っていますか。
・セメント及びセメント系固化材を添加して地盤改良等を行う場合は、六価クロム溶出試験を行い固化材が適切かどうか確認していますか。
・建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施が必要な場合、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数が、特記事項に記載されていますか。
・工期内に提出されていますか。

15　工事記録

・設計変更協議、安全訓練、監督職員及び関係者の立会い、指示書受取日等の書類が作成されていますか。
・工事打合簿は、指示綴り、承諾綴りのようにその区分毎に整理されるのが一般的です。工事打合せが書面で適切に行われていますか、打合せの結果が契約に適切に反映されていますか。
・コンクリートの打設日のみでなく、型枠脱型日も記載されていますか。
・社内検査日も記載されていますか。（社内検査の記録があれば添付してください。）
・工事記録と監督記録にくい違いがありませんか。
・指示は発注者が発議し、承諾、提出、報告は請負者が発議していますか。
・協議は一方通行になっていませんか。（適切に処理されていますか。）
・各種試験結果報告書が提出されていますか。
・特記仕様書の添付及び指導の徹底が図られていますか。
・工事担当課下検査の結果報告を作成していますか。
・工期内に提出されていますか。

16　水替記録

・工事記録とは別に、機器の規格、設置・撤去状況が確認できるよう整理されていますか。
・工期内に提出されていますか。

17　安全訓練・大会記録

・工事着手後、作業員全員の参加により月当たり１回程度、半日以上の時間を割り当て実施されていますか。
・実施状況は写真、工事記録に記録し、提出されていますか。
・参加人数が記入されていますか。
・かたちだけの記録にならないように積極的な取組をするよう指導してください。
・工期内に提出されていますか。

18　施工検査（確認）
・別紙「施工検査一覧表」に示す検査時期において、施工検査を受けるよう指導してください。
・検査、確認の必要があるものは、立会い等を適切に行っていますか。
・完成時に不可視になる施工箇所の確認を適切に行っていますか。
19　履行報告
・履行状況が工事履行報告書として、提出されていますか。
・定期的に進捗状況を把握し、必要な見直しを行っていますか。
（進捗状況について確認し、工程に著しく[ズレ]が生じた場合は速やかに担当者と協議し、工程を見直し工期内に完了するように指導してください。）
20　保守に関する資料
・説明書等は、専門用語による記述をさけ、平易でわかりやすい資料として提出されていますか。
・施設を使用及び管理するうえでの注意点が記載されていますか。
・保全計画の提案がなされていますか。
・施設管理者に施設の使用及び管理方法の説明を行っていますか。
21　完成届
・工事が完成したときは直ちに提出されていますか。
・提出期限が守られていますか。（完成届の提出により工事が完了します。）
・契約期間など記載事項に間違いがありませんか。
・適切に受理していますか。
・完成前の社内検査及び担当課の下検査が徹底されていますか。（検査の記録があれば添付してください。）
（工事成績評定表）
・整理番号と検査日は記入しないでください。
・完成確認の日付は、工事担当課の完成を確認した日（担当課検査日）を記入してください。
（完成届を受理した日以降となります。（受理日と同日でも可））
・工事概要は、事前に提出してある工事概要書の概要と同じ内容としてください。
・考査点は、整数で記入してください。（小数点以下四捨五入です。）
・工事担当課職員は、担当課で完成の確認をした職員（完成確認者）とします。
・工事完成届と一緒に提出してください。
22　引渡し
・検査終了後、引渡書が提出されていますか。
・検査日など記載事項に間違いがありませんか。
・業者からの請求書が提出されていますか。
23　その他
・監督職員の通知は忘れずに通知していますか。
・契約が行われたら、工事概要書を速やかに作成し提出していますか。（提出は２部です。）
・工事内容に変更が生じた場合、速やかに変更概要書を作成し提出していますか。（監督職員、業者代表者の変更等も含みます。）

・検査予定表を忘れずに作成し提出していますか。
・検査終了後、請負業者に速やかに検査の結果についての通知をしていますか。
・管財課に工事目的物の引渡しを行っていますか。
・代金の支払いは期限内に行っていますか。
・書類は、提出期限を厳守するよう指導してください。

Ⅲ 施工における注意点

1　共通事項

（1）工程の進捗

・工程管理の最大の目的は工期の確保であり、工程表が計画だけにならないよう図面及び現場を十分把握し、工事内容に応じた実施工程表が作成されていますか、工程に著しく[ズレ]が生じた場合は速やかに請負者と協議し、工程を見直し工期内に完了するように指導してください。
・工期の変更及び追加工事のある場合は、実施工程表に追加記入がありますか。
・工期内における関係書類の提出が徹底されていますか。

（2）品質管理

・現場への搬入製品の材料検収が徹底されていますか。
・材料検収写真には十分な配慮がされていますか。
・主要資材の品質証明・試験結果等は適切に整理されていますか。
・納入時の検査を忘れていませんか。
・コンクリートの品質管理を適正に行っていますか。
・供試体試料の採取は、適切な間隔をあけた運搬車から採取されていますか。
・型枠取外し時期の決定及びコンクリート強度の推定用試験の供試体養生は、工事現場内にて水中養生等が行われていますか。

（3）現場管理

・工事看板に、工事名、工期、場所等の記入間違いはありませんか。
・工期延期のあった場合は速やかに書き替えていますか。（写真を撮る）
・建設業法で定められた標識が掲示されていますか。
・現場内は常に整理整頓、使用材料の保管等の状況をチェックし、労働災害のないよう注意して、限られた作業区域を有効に活用するよう心がけ、良い環境づくりに努められていますか。
・当該工事現場に限らず周囲の状況にも目を配り、苦情等がないよう第三者に対しても配慮し、苦情等があった場合は速やかに対応できるような体制ですか。
・小規模工事であっても一連の工程管理、写真管理、仮囲い、養生等がなされていますか。
・施工段階における打ち合わせを十分に行い意思の疎通が図られていますか。また変更設計書作成時においても打合せを行い、現場と設計書との食い違いのないよう注意されていますか。
・社内検査の徹底を図り、現場内の整理清掃、提出書類等の再確認をした後検査を受けるように指導していますか。
・施工検査の手直し事項は速やかに処理をし、必ずその結果を確認していますか。

2　工事

（1）一般土工

・既設法面への盛土の場合は、一般的には段切り（最小幅1m、最小高さ50㎝）を施工し、切り株等は適切な処理がなされていますか。

・掘削面の勾配は、地山の土質、掘削面の高さに応じた安全な勾配で施工されていますか。

・床掘・掘削完了面が、水面下の場合は施工不良とならないよう湧水等の処理に心掛け、水替・かま場等を設けるなどして適切な処理がなされていますか。

・埋戻しに関しては、異物の混入を避け、十分に転圧していますか。特に側溝、コンクリート構造物、マンホール等の転圧については、不等沈下のないよう十分な施工幅を確保して締固めされていますか。（転圧厚さ管理用のマーキング等をしてください。）

・埋戻しは、一層の仕上り厚を３０㎝以下としていますか。

（2）道路土工

・盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付けはなだらかにしていますか。

・路体盛土の施工においては、一層の仕上り厚を３０㎝以下としていますか。

・路床盛土の施工においては、一層の仕上り厚を２０㎝以下としていますか。
（歩道・路肩部分の締固めについては、一層の仕上り厚を２０㎝以内としてください。）

（3）舗装工

①　下層路盤

・一層の仕上り厚は２０㎝を超えないようにしていますか。

・安定処理は一層の仕上り厚さは３０㎝を超えないようにしていますか。

②　上層路盤

・粒度調整路盤材の一層の仕上り厚は１５㎝を超えないようにしていますか。
（振動ローラ等による締固めは２０㎝以下とすることができる。）

・安定処理は一層の仕上り厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上且つ１０㎝以上、最大厚さの上限は２０㎝以下としていますか。（振動ローラ等による締固めは２５㎝以下とすることができる。）

・敷均しの温度は１１０℃以上としていますか。

・舗設は、気温が５℃以下のときに施工されていませんか。また混合物の敷均しは、その下層表面が湿っていないときに施工されていますか。

③　基層・表層

・既設構造物を汚さないように注意して施工されていますか。

・一層の仕上り厚は、設計図書に示す場合を除き７㎝以下としていますか。

・敷均しの温度は１１０℃以上としていますか。

・特に人力施工の場合は施工方法、温度管理が十分に行われていますか。

・表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目の位置を１５㎝以上、横目地の位置を１m以上ずらしていますか。

・縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布していますか。

・舗設は、気温が５℃以下のときに施工されていませんか。また混合物の敷均しは、その下層表面が

湿っていないときに施工されていますか。
・交通開放は、舗装表面温度が５０℃以下になってから行っていますか。
・路面切削工、オーバーレイ工等は施工前に縦横断測量を行い、舗装計画図面を作成し、承諾を得てから施工するように指導していますか。
・測量間隔は特に定めのない場合は、２０m間隔としていますか。
・舗装ガラが側溝に入らないように注意して施工されていますか。
（4）区画線工
・溶融式等の区画線の施工については、プライマー塗布状況が撮影されていますか。
・溶融式等の区画線は１８０℃～２２０℃の温度で施工されていますか。
・設計延長を下回ることのないように施工されていますか。
（5）安全施設工
・ガードフェンス等のねじの締め忘れに注意して施工されていますか。
・デリネーターの白色と橙色の使用に注意されていますか。
・支柱周りの転圧不足に注意して施工されていますか。
（6）コンクリート工
・打設において、シュート、ホッパー等と打込み面の高さは1.5m以下として施工されていますか。
・鉄筋構造の場合は配筋を乱さないよう注意して打設されていますか。
・養生は凍結、風、養生温度等に配慮し、仕様書に準じた養生日数に心がけていますか。

高炉セメントB種	７日以上
普通ポルトランドセメント	５日以上
早強ポルトランドセメント	３日以上

・打継ぎ目の処理についてはレイタンスを必ず除去するなど適切に処理されていますか。
・陸打ちコンクリートはプレキャストコンクリートと同様の扱いとなりますので、移動等に伴う破損に注意されていますか。
・土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比（W／C）は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下としていますか。
（7）鉄筋工
・かぶり、ラップ長、口径、配筋ピッチ等の検測には十分注意し、立会い、施工検査の徹底を図っていますか。
・露出鉄筋は防錆処理をし、差し筋長の検測も行っていますか。
・鉄筋のかぶりを確保するスペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとし、構造物の側面については原則１㎡当たり２個以上、底面については１㎡当たり４個以上配置されていますか。
（8）排水工
・目地の仕上げは、後で補修の無いよう丁寧に施工されていますか。
・側溝屈折箇所の甲蓋、側溝や暗渠と桝、人孔との接続において十分な強度をもたせるとともに、後で補修の無いよう丁寧に仕上げるよう心掛けて施工されていますか。(隙間等に注意してください。)

・塩ビ等の取付管は、側溝や集水桝の断面を阻害しないよう切断されていますか。
・ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けて施工されていますか。
・側溝は下流側または低い側から設置されていますか。
・側溝布設における転圧不足（基礎、民地側も含めて）に注意して施工されていますか。
・側溝蓋やグレーチング等の据付は十分な清掃のうえ設置されていますか。
・蓋のかけ、ひび等、納品された製品が悪ければ返品するように指導していますか。
・現場打ち部分はプレキャストと同等以上の強度が確保できるよう、配筋、コンクリート厚を考慮して施工されていますか。
・側溝の曲がり角の部分で、蓋等の段差が生じる場合は、調整されていますか。
・蓋を切断したり、現場打ち施工する場合は、蓋のかかりを２０㎝以上としていますか。
・現場打ち部分の型枠（蓋等）の撤去を忘れていませんか。
・集水桝の蓋はネットフェンス等によって開閉が阻害されていないか確認していますか。
・集水桝を陸打ち施工する場合、必要以上の箱抜きがされていませんか。
・集水桝の断面が上流の側溝等の断面より小さくならないように施工されていますか。
・集水桝施工時のくぎ、木コン等の処理、グレーチングの足が断面を阻害しないように処理されていますか。

（９）ブロック積（張）・石積（張）工

・コンクリートブロック工及び石積（張）工の裏込材は設計図書に明示された場合を除き、ＲＣ-40が使用されていますか。
・水抜き管は定めがない場合は、２％程度の勾配で設置し、ＶＰφ５０㎜を用い、３㎡に１箇所以上の割合で設置されていますか。（通常、内径5～１０㎝程度の硬質塩化ビニール管で2～3㎡に1個所）
・設置設計本数を確保するために、端又は埋め戻し面にかかるような設置がされていませんか。（埋戻し高さより２０㎝程度上部とする。）
・伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き、１０ｍ毎に設けてありますか。
・基礎工の目地はブロック積の目地に合わせて施工されていますか。

（１０）その他

・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は請負者と協議を行っていますか。
・境界杭、用地杭、仮BM等重要なものは安易に移設していませんか。（移設する必要がある場合は、確認していますか。）
・樹木の根鉢を直接肥料の上にのせていませんか。
・土のすきとり量の管理において、一度設置したトンボの高さが変わることのないよう、注意して施工されていますか。（杭が抜けないよう適切な長さとしてください。）
・境界ブロックの目地間隙は１㎝以内で施工されていますか。
・インターロッキングブロックの目地の幅は２～３㎜を標準としていますか。
・種子吹付けにおいて面積あたりの適正な吹付け量が確保されていますか。
・人孔のタラップはビニールがついたまま埋め込まないように注意されていますか。
・落石防止網工のボルトのゆるみに注意されていますか。
・交通整理員に黒板等を持たせていませんか。

・残土等の運搬によって道路を汚すことのないよう注意して施工されていますか。

Ⅳ工事写真の注意点

工事の重要な部分は、完成後土中や仕上げ材の下にかくれて見えなくなってしまう部分が多いため、その施工が適切であったことを説明する資料の一つとして非常に大切なものです。

工事が始まると、実際の施工に追われて写真を撮り忘れるということが多い。そのため、工事にとりかかる前に撮影計画を作成し事前に準備しておく必要があります。

１　整理の仕方

・写真帳は工程の順に整理し、台紙に工種の見出しをつけて編集されていますか。

・黒板のないもの、黒板記事の訂正、補足を必要とする場合は台紙の説明欄に説明が記入されていますか。

・何冊かの場合、表紙に２-１、２-２又は１/２、２/２と冊数がわかるよう記入されていますか。

・表紙に工事名、会社名が記載されていますか。

・必要な写真が抜けている場合は、余白ではなく空白と記載した用紙を挿入してありますか。

・１契約で工事個所・路線が複数の場合は、箇所・路線ごとに整理されていますか。

・工種ごとに写真帳の整理がされていますか。

・必要写真の撮影漏れ、添付洩れはありませんか。

・不可視部分については的確に撮影されていますか。

・仮設工事の特に指定仮設の場合の写真は十分かつ明瞭ですか。

・仮設物・各種養生の状況が撮影されていますか。

・各種試験、材料検収等の写真は整理されていますか。

・安全管理、工事看板等の写真は整理されていますか。

２　着手・完成

・着手前・完成は撮影位置、方向がわかるように豆図をつけるなど工夫して撮影されていますか。

・着手前、完成は撮影位置を合わせてください。写真の縦、横にも注意して撮影されていますか。

・改修工事等は、見開きで左に着手前、右に完成というように対比させて整理されていますか。

３　保安施設等

・仮設、安全管理、工事看板等の写真は整理されていますか。

・保安設備、工事看板等の夜間状況写真も整理されていますか。

・工期変更があった場合は、工期変更後の工事案内板が忘れずに撮影されていますか。

・交通誘導員の配置状況について整理されていますか。

・建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、施工体系図を公衆の見やすい場所に掲示し、掲示状況が撮影されていますか。

４　計測・施工状況

・事前に撮影方向、測点等を検討し、方向違い、管理測点の欠落に注意して撮影されていますか。

・黒板の測点間違い、丁張り№と黒板の№が合致しないということがないよう注意して撮影されていますか。

・黒板には設計値と測定値がわかるように記載されていますか。

・黒板の記載においては、具体的に材料がわかるように記載されていますか。（例：乳剤散布→プライムコート散布、タックコート散布・砕石→ＲＣ-40、M-25等）
・黒板には計測位置がわかるように丁張り№、ポイントが記載されていますか。
・舗装の路盤、基層、表層厚の管理において、管理側点は必ず同位置にして撮影されていますか。（丁張がない場合は、側溝にポイントのわかるシールを貼るなど工夫してください。）
・丁張の側点が黒板で隠れてしまうことのないように撮影されていますか。
・共通仕様書で示された側点の数で管理、撮影されていますか。
・寸法計測において、テープのたるみ、スケールの傾きに注意して撮影されていますか。
・延長測定では、幅広テープが使用されていますか。（普通のテープでは数値が読み取れない。）
・構造物を計測する場合、テープ等の０が確認できるように工夫して撮影されていますか。
・構造物の施工においては、構造、寸法、配筋等のわかるもの（豆図）が入れられていますか。
・工事の進捗に合わせ撮り忘れのないよう注意して撮影されていますか。
・雑工においても状況写真の不備がないように撮影整理されていますか。
・不可視部分及び仮設等の施工状況写真は忘れずに撮影されていますか。
・仮設工事の特に指定仮設の場合の写真は十分かつ明瞭に撮影されていますか。
・仮設において、矢板の根入れ長、腹起し・切梁等の部材寸法、設置間隔、高さ等が撮影されていますか。
・盛土転圧、埋戻し転圧は各層ごとに厚さがわかるよう管理し、その状況が撮影されていますか。
・鉄筋のかぶり寸法は、スペーサーブロックの厚さ測定等により管理撮影されていますか。
・あと施工アンカー等の削孔長などの施工状況がわかるように撮影されていますか。
・僅かな工種でも確実に一連の管理、状況写真が撮影整理されていますか。
・植生ネット等の施工にあっては、アンカーピン等の単位面積当り施工本数が確認できるよう撮影されていますか。
・オーバーレイの平均厚さ測定において、その根拠写真が撮影されていますか。
・ガードレール、ガードパイプ等の高さ管理が忘れずに撮影されていますか。
・側溝、管渠等の接続に伴う補強状況が撮影されていますか。
・管工事において、パッキンの施工、滑剤塗布状況及び差込長の確認ができるよう撮影されていますか。（差込長の管理値が違っていないか注意してください。）
・人孔の施工においては、マンホールジョイント、コーキング、調整モルタル等の施工状況が撮影されていますか。
・塩ビ管（VP・VU）の施工においては接着状況が撮影されていますか。
・鋳鉄管の接続においては、断面の補修状況及び締め付け状況（締め付けトルク）が撮影されていますか。
・吸出し防止材の施工状況が忘れずに撮影されていますか。
・擁壁等の埋戻し前に木コンを撤去した状況が撮影されていますか。
・照明灯の点灯状況が撮影されていますか。
・追加工事等の施工状況写真が忘れずに撮影されていますか。
・地中配管の埋設深さが判別できるように撮影されていますか。

・地中配管の埋設表示テープの施工状況が判別できるように撮影されていますか。
・屋外露出配管で塗装前のプライマー処理状況が判別できるように撮影されていますか。
・ハンドホール、マンホール等と地中配管との接合部の防水処理が判別できるように撮影されていますか。
・ハンドホール、マンホール等の寸法が判別できるように撮影されていますか。
・外灯（ポール）基礎の寸法が判別できるように撮影されていますか。
・撤去工事の現況写真、仮設迂回工事の撤去前後の状況がわかるように撮影されていますか。

5　品質管理・検収

・プルーフローリング等、写真のみでは確認しずらいものについては監督職員が立会いをして撮影されていますか。
・舗設の温度管理においては、管理ポイントが判別できるように、また温度が確認できるように撮影されていますか。
・材料検収写真は製品の品質を保証する意味からも重要ですので適切に撮影されるよう指導していますか。
・品質管理に伴う写真は監督職員が立会いをして撮影されていますか。
・写真のみでは確認しずらいものについては必ず監督職員が立会いをして撮影されていますか。
・塗装の使用済み缶は、横にするなどして中身が空であることがわかるように撮影されていますか。
・各種試験､材料検収等の写真は整理されていますか｡

6　廃棄物処理状況

・廃棄物の処理においては、積込みからの一連の状況を、車番がわかるように撮影し処分場に入る際には処分地の許可看板等を入れて撮影されていますか。
・残土の積込み、敷き均し状況も忘れずに撮影されていますか。
・既設構造物の取壊しについても、取壊し量が把握できるように撮影されていますか。
・残土等を仮置きした場合は、仮置き前とすべて撤去された状況が撮影されていますか。

7　工事写真の省略

・品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略することができます。
・出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略することができます。

Ⅴ平成１５年度検査について

1　書類における具体例

・設計図書において施工内容の理解できないものがあった。（図面の不足、施工場所の未表示）
・設計図書の内容と異なる方法で施工を行っていた。
・設計図書と異なる施工についての工事報告書・打合せ記録がなかった。
・請負者による現場と設計図書の照査が不十分であった。（思い込みによる施工を行っている。）
・元請業者が下請業者の施工管理内容を理解してなかった。
・関係書類が指定期日通りに提出されていない。

・施工計画書の施工方法、安全対策等に具体的記述がなかった。
・施工計画書に記載された管理を実施していなかった。
・施工計画書が請負者との打ち合わせに活用されていなかった。
・施工計画書に記載された施工方法、施工機械で工事を実施していなかった。
・出来形管理図及び管理表で測定項目が不足していた。
・管理表等に設計値、規格値（合否判定）等の漏れがあった。
・全景写真と対の拡大写真がないため写真内容が不明であった。
・計測の目盛が読みとれない写真があった。
・埋戻し巻きだし厚さの記録写真がなかった。
・出来形写真、材料検査写真、品質管理写真が不足していた。
・施工状況の必要な写真がなかった。
・工事記録が未整理であった。
・工事写真の内容の説明が不足していた
・写真の撮影不備（ピンボケ、日影、アングル等）、説明不足、編集順序不備があった。
・施工検査（段階検査）の必要な写真がなかった。
・特に着手前の写真が不足していた。
・工事材料の品質に対する認識が薄く仕様書と異なる材料を使用している場合があった。
・品質管理の資料が、何処の物か不明なものがあった。
・使用資材メーカー承認願が十分確認されていなかった。
・防火区画貫通部の処理状況の写真が不足していた
・工期内検査を前提とした工程表となっていなかった。
・建設廃棄物の処分に係る書類で不十分なものがあった。
・不可視部分（基礎アンカー部、防火区画貫通部、建物飛び込み部、保温施工順序等）の写真記録の不備がみられた。
・工程管理上必要な写真が不足しているため施工内容の確認できない場合が多かった。
・写真管理において、目盛、寸法が見えない、鉄筋の配置本数はわかるがピッチが読み取れない、鉄筋のかぶりを示す写真がなかった。
・マニュフェスト等より、ダンプの過積載が確認された。
・検査時の絶縁抵抗試験において、不良なものがあった
・取扱説明書の保全に関する内容が不十分であった。

2　**現場における具体例**

・監督職員の施工検査（確認）が適正に実施されていなかった。
・指定材料の確認が適正に実施されていなかった。
・品質管理基準に定められた頻度で試験が実施されていなかった。
・試験結果を規格値及び合格判定値と照合していなかった。
・発生残土の容量が把握されていないものがあった。
・埋設物の処理において、不適切なものがあった。（転圧不足、改修工事での穴埋め）
・法面施工において、表面に木の根や枝が散在している。

・埋戻し時に空き缶、残材、ゴミ等が見受けられた
・仮設計画（山止め）では切梁に火打を入れるよう計画していたが、掘削、材料の投入の効率が落ちるので施工していなかった。
・張芝工、筋芝工において、施工後の管理が悪いため活着していなかった。
・種子吹き付けにおいて面積あたりの適正な吹き付け量が確保されていなかった。
・コンクリート打設後の養生において、不適切なものがあった。（短時間で型枠を取外している。）
・共通仕様書等により当然施工されなければならない行為が行われていなかった。（設計書に明示していない。）
・出来形報告において、計算書と現場（写真）が一致しない。
・出来形管理の背景にノーヘルメットの作業員が写っている。
・足場上での施工にノーヘルメットで作業している。
・安全訓練等の実施状況写真を数ヶ月分まとめて一度に写している現場が多数見受けられた。
・施行体制台帳（下請報告書）に記載のない業者が施工している現場（施工写真）が見受けられた。
・監督職員が現場にノーヘルメットで出入りしていた。（立会い写真等に写っている場合もある。）
・監督職員が工事内容を把握できていないケース等が見受けられた。
・路上再生において配合計画書のないまま施工されている現場がみられた。
・側溝と蓋との間や集水桝の掃除が不十分であった
・舗装施工後の側溝の掃除が不十分であった。（グレーチング部分における合材、砕石等の堆積）
・仮設電線等の撤去忘れがあった。
・天井裏、床下に工具類の置忘れ、使用材料及び仮設備の残置があった。

※　監督職員と現場代理人等とのコミュニケーション不足から設計図書との意図からはずれた施工が行われ、施工の手戻り、工期の遅れ、仕上がり状態等に問題の生じている工事が見受けられます。
　もっと、現場に足を運び現場代理人等と意見交換を図り、積極的に施工の状況や工程の進捗状況を把握していくことが大切になります。

VI検査時の対応

1　検査の準備

・工事完成届を受理したら速やかに課内で完成確認を行い工事成績評定表を作成し、工事関係書類をそえて５日以内に契約検査室へ提出してください。
・請負者、検査立会者に検査日時の連絡をしてください。
・起終点及び測点の表示、目的物の現地マーキング等の確認をし、基準杭及びBMの点検をしておいてください。
・検査前には事前に点検を行い、出来形、清掃などの確認をしておいてください。
・補修等が必要な場合は事前に対処しておいてください。

2　検査当日の対応

・現場には、設計図、出来形図、承認図等を準備してください。
・現場における測定者は適切な人数を配置してください。
・交通整理が必要な場合は、適切な人数を配置してください。

・マンホール、分電盤、点検口等がすぐに開けられるように準備してください。
・監督職員、担当課立会者、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は必ず立会ってください。
やむを得ず立会いできない場合は事前に釈明してください。
・検査開始時に監督職員より請負業者、担当課立会者、検査職員を紹介してください。
・監督職員より工事概要について説明を行ってください。
・検査職員の指示により計測等を行ってください。
・検査職員から手直し等の指示があった場合は、手直し事項の内容を確認してください。（検査終了時）
・後日、手直し終了後、手直し写真等を添えて検査職員に報告してください。（軽微な場合は、口頭でも可。）

Ⅶ その他

・年度末においては、例年検査が集中するため各課の要望どおりの検査日程とならない場合がありますので、早期発注に努め、早期完成をめざしてください。

以　上

別 紙

施工検査一覧表

種 別	細 別	検査時期	検査項目	主な規格値等
基礎工	栗石・クラッシャーラン 均しコンクリート	施工時	使用材料、幅、厚さ	幅 −50mm 厚さ −30mm
	法留基礎工	床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	
		埋戻し前	不可視部分の出来形	基準 ±30mm 幅・高さ −30mm
石・ブロック積工	コンクリートブロック積工 コンクリートブロック張工 緑化ブロック工石積(張)工	床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	
		施工時	施工状況の適否、胴込・裏込コンクリートの厚さ、裏込材の厚さ、使用材料	基準高 ±50mm 厚さ コンクリート・石 −50mm 裏込材 −30mm 法長 L<3m −50mm L≧3m −100mm
指定仮設工		設置完了後	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	
土工	河川、海岸、砂防土工、道路土工	土(岩)質の変化した時	基準高、法長	
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時	処理の幅及び長さ、径	幅 −100mm 厚さ −50mm
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、長さ、深さ	幅 −50mm 厚さ −30mm
バーチカルドレーン工	サンドドレン 袋詰サンドドレン ペーパードレーン	施工時、施工完了時	地盤処理の長さ、径	施工位置 ±100mm 打込み長さ −0mm
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時、施工完了時	地盤処理の長さ、径	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時、施工完了時	地盤処理の長さ、径	基準高 ±50mm 位置・間隔 D/4 以内 深度・杭径 設計値以上
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板、鋼管矢板	打ち込み時、施工完了時	長さ、使用材料、溶接部の適否	基準高 ±50mm 変位 100mm
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H杭	打ち込み時	長さ、使用材料、溶接部の適否	偏心量 D/4 以内 かつ 100mm 以内 基準高 ±50mm
		打ち込み完了（打ち込み杭）	杭の支持力、基準高、偏心量	
		掘削完了（中堀杭）	杭の先端土質	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	長さ、径、支持地盤、基準高、偏心量	
		鉄筋組み立て完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	偏心量 100mm 以内 基準高 ±50mm
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
深礎工		掘削完了時	支持地盤、長さ、径、基準高、偏心量、使用材料、施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	偏心量 150mm 以内 基準高 ±50mm
		鉄筋組み立て完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	
		グラウト注入時	使用材料及び使用量	
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	施工状況、使用材料	
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	偏心量 300mm 以内 基準高 ±100mm 幅・長さ −50mm 高さ −100mm 壁厚 −20mm
		掘削完了（ニューマチックケーソン）		
		掘削組立完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	
鋼管井筒基礎工		打ち込み時	長さ、工法（指定したもの）、使用材料、溶接部の適否	
		打ち込み完了時	支持力	偏心量 300mm 以内 基準高 ±100mm
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	検査時期	検査項目	主な規格値等
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、長さ、深さ、地盤支持力	幅　−50㎜ 厚さ　−30㎜
アスファルト舗装工	路盤工	施工時	使用材料、幅、厚さ	下層路盤工基準高±40㎜ 厚さ　−45㎜ 幅　−50㎜ 粒調路盤 厚さ　−25㎜ 幅　−50㎜
	表層・基層工	施工時	使用材料、幅、厚さ	表層 厚さ　−7㎜ 幅　−25㎜ 基層 厚さ　−9㎜ 幅　−25㎜
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況、基準高	各工種毎
重要構造物 函渠工 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 直立堤 樋門・樋管		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	
		鉄筋組み立て完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	
		埋戻し前	不可視部分の出来形（設計図との対比）	各工種毎
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	
床版工		鉄筋組み立て完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	基準高　±20㎜ 幅・　±30㎜ 鉄筋有効高　±10㎜ かぶり　−0㎜ 鉄筋間隔　±20㎜
鋼橋		仮組み立て完了時	キャンバー、寸法等	
ポストテンションT（I）桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PC ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレキャスト導入完了時 横締め作業完了時	設計値との対比	各工種毎
		鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	
トンネル支保工		支保工完了時	吹き付けコンクリート厚ロックボルト打ち込み本数及び長さ	吹付け厚さ　設計値以上
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時		
トンネル覆工		施工時（構造の変化時）		
トンネルインバート工		鉄筋組み立て完了時		
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔工完了時		
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時		
	現場溶接工	溶接前		
		溶接完了後		
	現場塗装工	塗装前		
		塗装完了後		
吹付工	コンクリート・モルタル吹付工	ラス張り等完了時		アンカーピン **18 本/10 ㎡**（主アンカー3 本・補助アンカー**15 本**）、スペーサー**18 本/10 ㎡**
その他の工種		監督職員が適宜定める	監督職員が適宜定める	土木工事共通仕様書による

※　検査頻度は、主たる工事の場合1回以上、橋台･擁壁等の重要構造物は1施工箇所に1回以上行うこととし、施工規模を考慮して適宜定めるものとする。

※　場所打ちコンクリート構造物の圧縮強度は、シュミットハンマー等を用いて適宜計測するものとする。(重要構造物の不可視部分等)